

販路開拓県外ビジネス拠点確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、販路開拓県外ビジネス拠点確保支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新たに創業又は新事業展開を行う者が県外で販路開拓等を図るための拠点確保を支援することを通じて県内の事業活動の活性化（生産・雇用の増）に資することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかの支援施策等において計画の認定等を受けた事業者であって、同計画等に基づき必要となる県外拠点確保を行う者であること。

- ア 産業競争力強化法に規定する認定創業支援事業計画に記載された特定創業支援事業による支援を受けたことについて県内市町村長の証明を受けた者
- イ 起業創業チャレンジ補助金（ベンチャー企業補助金を含む）の事業計画が採択された者
- ウ 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受けた者
- エ 鳥取県版経営革新計画の認定を受けた者

(2) 以下の地域ブロック別に新たに県外拠点を確保する者であること。

- ア 北海道（北海道）
- イ 東北（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県）、
- ウ 関東（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）
- エ 中部（富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県）
- オ 近畿（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- カ 中国（広島県、山口県、岡山県、島根県）
- キ 四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- ク 九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
- ケ 沖縄（沖縄県）

(3) 事業活動の本拠地は引き続き鳥取県内に置き、本補助金で対象とする事業により県内の事業活動の活性化（生産・雇用の増）を図ろうとしている者であること。

(4) 販路・受注拡大のための営業、情報収集活動又は商談等を行うために必要な最低限の規模の活動拠点（概ね20㎡以内）を確保する者であること。

(補助金の交付)

第4条 県は、第3条の目的の達成に資するため、補助事業を行う前条に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する経費（新たな県外拠点確保に必要な居室等の固定的な使用料及び賃借料）に補助率（2分の1）を乗じて得た額以下（上限は1か月当たり5万円以内）とし、補助事業実施期間は、補助事業開始日の属する月から起算して36か月以内とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。

3 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、新たに確保する県外拠点の居室等に係る契約の日から3か月以内の日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から起算して30日を経過する日までに行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更等)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更。

(2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更。

2 前項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号によるものとする。

(完了届を要しない場合)

第9条 規則第15条第1項第2号の規定による知事が検査を行う必要がないと認める場合は、すべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第3号によるものとする。

(進捗状況の報告)

第11条 規則第17条第3項の規定による進捗状況の報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月20日までに様式第4号により提出するものとする。

(現地調査)

第12条 知事は、前条の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について、職員に現地調査を行わせることができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月20日から適用する。